

別添2

砂川市小中一貫教育推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 砂川市立小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）の小中一貫教育の導入及び推進を図るため、砂川市小中一貫教育推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進委員会は、砂川市立小中学校適正配置基本計画に基づき、小中一貫教育に関する調査及び協議を行うものとする。

2 推進委員会は、協議した内容及び決定した事項を取りまとめ教育委員会へ報告する。

(組織)

第3条 推進委員会は、委員16人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。
- (1) 小中学校の校長
 - (2) 小中学校の教頭
 - (3) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 推進委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、推進委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進委員会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

- 2 推進委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 推進委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 推進委員会の庶務は、学務課において行う。

(委任)

第8条 この訓令に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、会長が推進委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和3年4月20日から施行する。